

「吹田市不妊治療に係る自己負担額助成金」の手引き

令和3年1月1日以降治療終了分（申請案内）

吹田市不妊治療に係る自己負担額助成金とは

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の体外受精・顕微授精（以下「特定不妊治療」といいます）に要する費用の一部を助成する制度です。

助成金の支給には、いくつかの要件を満たす必要があります。この手引きをよくお読みの上、ご申請ください。

① 助成対象者（次の要件をすべて満たす方が対象になります）

- (1) 申請日時点において、婚姻をしている夫婦であること
（事実婚関係にあり、重婚でない場合を含む）
- (2) 夫婦のどちらかが吹田市に住民登録があること
- (3) 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されていること
- (4) 全国の都道府県・政令指定都市・中核市の指定医療機関において、特定不妊治療（卵胞が发育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除く）を受けて治療が終了していること
- (5) 次にあげる治療法ではないこと
 - i 夫婦以外の第三者からの精子、卵子、胚の提供による不妊治療
 - ii 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）
 - iii 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）
- (6) 特定不妊治療を開始した日（※）における妻の年齢が43歳未満であること
「令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳であり、新型コロナウイルス感染防止のため特定不妊治療を延期した場合は、44歳未満であること」を加えます（※2）。
- (7) 申請する治療について、他の自治体から同様の助成を受けていないこと

（※）特定不妊治療を開始した日とは、採卵準備のための投薬開始日もしくは以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植を行うための投薬開始日。

自然周期で採卵を行う場合は、投薬前の卵胞の发育モニターやホルモン検査等を実施した日。

主治医の治療方針に基づき採卵前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療の開始日。

（※2）事実婚の方には適用されません。

② 助成内容

助成の対象となる費用は、指定医療機関で受けた特定不妊治療に要した費用とします。

(文書料、凍結に係る精子・卵子・受精胚の管理(保存)料、保険適用の治療等に係る費用は対象外となります)

また、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に治療を中止したものは助成対象になりません。

・助成限度額は 1 回 30 万円です。

・対象となる男性不妊治療(※)を併せて行った場合は更に 30 万円を追加助成します。

(※) 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術のこと

なお、助成対象治療が次に掲げるいずれかに該当する場合、10 万円となります。

☆ 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施したもの

☆ 採卵したが卵は得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止したもの

(4) 助成回数

申請するご夫婦の状況	助成回数
初めて助成を受ける、特定不妊治療の治療開始日の妻の年齢が 40 歳未満のご夫婦	6 回 (年間の制限なし)
初めて助成を受ける、特定不妊治療の治療開始日の妻の年齢が 40 歳以上 43 歳未満のご夫婦	3 回 (年間の制限なし)
令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 39 歳で、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染防止のため、特定不妊治療を延期し、初めて助成を受ける、特定不妊治療の治療開始日の妻の年齢が 41 歳未満のご夫婦	6 回 (年間の制限なし)
令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 42 歳で、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染防止のため、特定不妊治療を延期し、初めて助成を受ける、特定不妊治療の治療開始日の妻の年齢が 44 歳未満のご夫婦	3 回 (年間の制限なし)
令和 2 年 3 月 31 日時点で、妻の年齢が 43 歳であったご夫婦	対象外

* (回数リセットについて) 助成を受けていた方が、出産後に初めて助成を申請される場合は、それまでの助成回数を算入せず、申請時点での「申請するご夫婦の状況」に応じた助成回数まで申請できます。妊娠 1 2 週以後の死産の後に初めて申請される場合も同じです。

出産等の後、初めて助成を申請されたのが、既に助成済みの治療である場合は、助成済みの治療の開始日時点での「申請するご夫婦の状況」に応じた助成回数までとなります。

ただし、それまでの助成回数を算入しないことにより、通算の助成回数が少なくなる場合は、算入した場合の助成回数とします。

* 助成回数には、所得が 730 万円未満の方の助成(従来の国制度)も、本市が実施していた 730 万円以上の方の助成も、他の自治体による特定不妊治療費の助成を受けた回数も含まれます。(一般不妊治療助成は含みません)

* 令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 39 歳または 42 歳の場合の助成回数については、事実婚の方には適用されません。

③ 申請期限

治療が終了した日の属する年度の翌年度の4月30日とします。

※令和2年度分（治療終了日が令和2年4月1日から令和3年3月31日のもの）の申請受付は令和3年5月31日（郵送の場合は消印有効）で終了しました。

④ 特定不妊治療の助成額の上限一覧（所得制限なし）

治療ステージ	治療内容	1回の治療に対する助成上限額
A	新鮮胚移植を実施	30万円
B	採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1から3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）	30万円
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	10万円
D	体調不良等により移植のめどがたたずに終了	30万円
E	受精できず又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止	30万円
F	採卵したが、卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	10万円

男性不妊	精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（*精子が採取できず治療を終了した場合を除き単独申請不可）	30万円
------	-----------------------------------------------------	------

⑤ 申請書類

1 吹田市不妊治療に係る自己負担額助成金申請書兼口座振込依頼書

（*金額欄の記入は不要です）

2 吹田市特定不妊治療費助成事業受診等証明書

（*特定不妊治療を受けた医療機関に記入してもらってください。各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。）

3 夫婦であることを証する書類

（1）原則として戸籍謄本が必要です。なお、通算2回目以降の申請時は省略できますが、夫婦別居の場合は必要です。

（2）事実婚の場合は、申立書、夫婦それぞれの戸籍謄本、が必要です。

（*（1）、（2）の戸籍謄本は発行日から6か月以内のもの）

4 住民票（夫婦別居または別世帯の場合、吹田市外にお住まいの方のもの。発行日から6か月以内）

5 印鑑（スタンプ印不可）

6 振り込み先の銀行口座がわかるもの

（*申請者名義の口座に限ります。旧姓名義のものは使用できません。）

7 領収書

（*コピー不可。必ず原本をお持ちください。）

8 「回数リセット」の対象であることを証明する書類（過去に助成を受けていて、出産等の後に申請する場合）次のいずれかが必要です。

- (1) 戸籍謄本（出産後の場合。発行日から6か月以内のもの）
- (2) 母子手帳の写し、死産届の写し等（妊娠12週以後の死産の後の場合）

⑥ 助成金の支給

申請書記載内容、受診等証明書等の申請書類に誤り等の問題がなければ、申請日の2か月後の月末に指定口座に振り込みできる見込みです。支給金額と支給日が決定でき次第、郵送にて通知書をお送りいたします。

⑦ Q&A

Q：途中で治療を中断した場合も助成されますか？

A：行った（予定していた）治療が特定不妊治療であり、採卵したが卵が得られなかった時、受精しなかったとき、胚分割がとまったとき、分割胚のグレードが低く移植に適さなかったとき、母体保護のためなどで医師の判断による中断の場合は、助成の対象となります。
一方で、採卵を行う前に中止となった場合は、助成対象外となります。

Q：吹田市外の病院で特定不妊治療を受けましたが、助成されますか？

A：吹田市外にある病院でも、その病院が管轄の自治体から特定不妊治療の指定医療機関として指定を受けている場合は対象とします（ただし、一定の条件が必要となりますので、詳しくは府のホームページや厚生労働省のホームページをご確認ください）。

Q：吹田市外に在住時に特定不妊治療を受け、証明書も発行されました。吹田市に転入後に申請できますか。

A：申請日時点で、ご夫婦のいずれかが吹田市に住民登録されていて、申請する治療について、他自治体から同様の助成を受けていなければ、吹田市で申請できます。

Q：男性不妊治療のみの申請は認められますか？

A：原則、男性不妊治療単独での申請はできません。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでの助成を対象とします。なお、この場合の助成は通算助成回数中の1回の治療としてカウントします。

Q：昭和55年11月1日生まれ、令和2年11月1日時点で40歳の妻が、39歳以前に6回の助成を受けました。令和元年9月に自費治療（特定不妊治療以外）で出産しましたが、令和2年11月から令和3年1月までの特定不妊治療助成を申請する場合、回数リセットは適用されて、3回まで申請できますか？

A：回数リセットの理由となる出産には、特定不妊治療の助成を受けたものに限らず、自然妊娠や自費治療後の出産も含まれます。回数リセットが適用されて、令和2年11月から令和3年1月までの治療が出産後初めての治療となり、治療開始日時点の妻の年齢が40歳なので、43歳までの間で、助成回数は令和2年11月から令和3年1月までの治療を含めて3回になります。

Q : 40 歳未満の妻が平成 29 年度に 3 回助成を受けた後、平成 30 年度中に出産しました。出産後初めて助成申請をした令和元年度の治療開始日時点では 40 歳未満で、1 回の助成を受けました。今後、助成を受けられる回数は何回ですか？

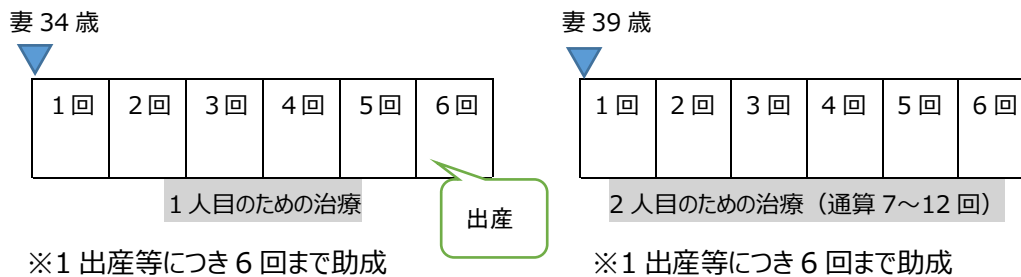
A : 回数リセットの理由となる、出産後初めての助成申請をした令和元年度の治療開始日時点で 40 歳未満のため、助成回数は 6 回となりますが、令和元年度に 1 回助成されていますので、残りの助成回数は 5 回となります。

Q : 通算助成回数 6 回の人に通算 2 回目の助成後に出産し、その後 41 歳の時に開始した治療を通算 3 回目として申請する場合、回数リセットをすると残り 2 回助成を受けられるが、回数リセットをしなければ残り 3 回受けられる。この場合でも回数リセットをするのか？

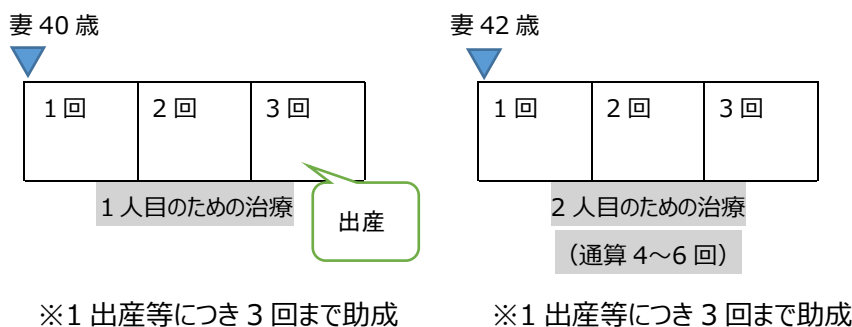
A : 回数リセットは、リセットすることにより受けられる助成回数が増える場合に行いますので、この場合はリセットすると助成回数が少なくなるため、リセットしないこととします。

③ 助成回数について

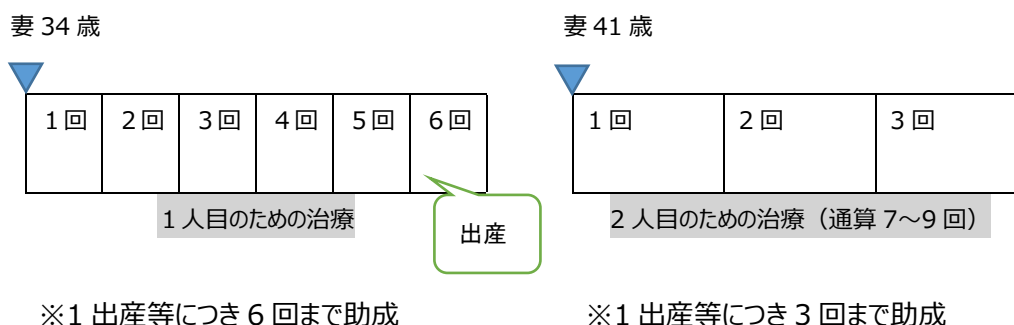
1 通算 1 回目の治療開始日における妻の年齢 及び 次の子の治療において初めて助成を受ける際の治療開始日における妻の年齢が 40 歳未満の場合



2 通算 1 回目の治療開始日における妻の年齢 及び 次の子の治療において初めて助成を受ける際の治療開始日における妻の年齢が 40 歳以上 43 歳未満の場合

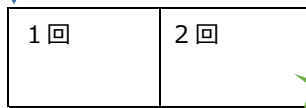


3 通算 1 回目の治療開始日における妻の年齢が 40 歳未満、次の子の治療において初めて助成を受ける際の治療開始日における妻の年齢が 40 歳以上 43 歳未満の場合



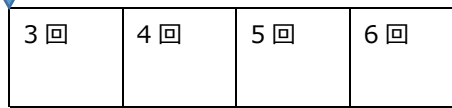
**4 通算 1 回目の助成を受けた際の妻の年齢が 40 歳未満、これまでに助成を受けた回数が 2 回以内で、2 人目以降の治療開始時の妻の年齢が 40 歳以上 43 歳未満の場合
(回数リセットをしない場合)**

妻 34 歳



出産

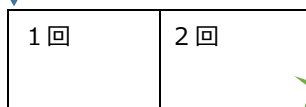
妻 41 歳



※通算 6 回までの助成

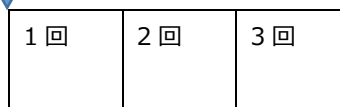
(回数リセットをする場合)

妻 34 歳



出産

妻 41 歳



※1 出産等につき 6 回まで助成

※1 出産等につき 3 回まで助成

回数リセットをしない場合は 6 回、回数リセットをする場合は 5 回となるため、回数リセットをしないこととします。

【申請受付・問い合わせ窓口】

吹田市健康医療部地域保健課 (吹田市保健所内)

住所 : 〒564-0072 吹田市出口町 19 番 3 号

電話 : 06(6339)2227 FAX : 06(6339)2058